

高知県事業戦略等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県事業戦略等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、公益財団法人高知県産業振興センターをいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) 「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する者のほか、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合を含むものとする。
- (4) 「経営革新計画」とは、中小企業等経営強化法に規定するものをいう。
- (5) 「事業戦略」とは、公益財団法人高知県産業振興センター内の事業戦略支援会議において承認された企業の経営ビジョンを実現するための工程表のことをいう。
- (6) 「経営計画」とは、商工会・商工会議所が作成を支援し、認定した事業計画のことをいう。
- (7) 「これらに準ずる事業計画」とは、自社や現在置かれている市場の概況を具体的に示した上で、新たな製品開発、外商等に取り組むための現状分析並びに5年程度先までの数値目標及び行動計画を記載したものをいう。

(補助目的、補助率及び補助対象事業)

第3条 県は、県内中小企業者等の経営革新計画、事業戦略、経営計画又はこれらに準ずる事業計画（以下「計画」という。）の実現化によって生産性の向上など企業の継続的な発展につなげ、地域の中小企業の振興を図ることを目的に、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して定額で補助することとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の対象は、中小企業者等が行う計画の実現化を支援する事業とし、補助事業者が中小企業者等に間接補助金を交付することにより実施する。

(補助事業の内容、補助対象経費、補助限度額及び補助率)

第4条 補助事業の内容、補助対象経費、補助限度額及び補助率は、別表第1に定めるところとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに

該当すると認める場合は、この限りでない。

- 2 知事は、間接補助事業を行う中小企業者等（以下「間接補助事業者」という。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（補助の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （2）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3）補助事業を中止し又は廃止する場合は、別記第2号様式による申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- （4）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （5）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- （6）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- （7）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第3号様式による財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- （8）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- （9）県税の滞納がないこと。
- （10）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- （11）補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる事項及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを条件として付さなければならないこと。なお、間接補助事業者からの交付申請に当たっては、別記第4号様式による誓約書兼同意書を添付させなければならないこと。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第5号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額を受けようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。

(概算払)

第9条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第6号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第8号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(繰越承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内（複数年度にまたがる事業の場合にあつては、最終年度内）に完了しないと見込まれる場合にあつては、別記第9号様式による繰越承認申請書を当該年度（複数年度にまたがる事業の場合にあつては、最終年度）の12月20日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は第10条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定による承認をした場合にあつては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(遂行状況の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を実施する年度の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、別記第10号様式による遂行状況報告書を翌月末までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、複数年度にまたがる事業を行う場合は、補助事業を実施する年度の3月31日現在における補助事業の遂行状況について、別記第10号様式による遂行状況報告書を翌年度の4月20日までに知事に提出しなければならない。この場合において、前項に規定する遂行状況報告書の提出は必要としない。

(事業成果のフォローアップ)

第14条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から5年間、間接補助事業者の事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(収益納付)

第15条 補助事業者は、前条の規定による事業成果のフォローアップにより、間接補助事業者において計画の完了した日の属する会計年度の終了時期に一定以上の収益が認められる場合、当該間接補助事業者に対して間接補助事業により補助金を交付した額を上限として収益を納付させるものとし、納付を受けた額を県に納付するものとする。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第2項、第7条第5号から第8号まで、第10条第3項、第14条、第15条及び第17条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月19日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。次項の規定は同年3月23日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。次項の規定は同年3月23日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。次項の規定は同年3月27日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月27日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月24日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。